

総務経済常任委員会における資料要求について

1 根拠

＜芽室町議会会議条例等運用規則第 44 条＞

(資料要求)

議会の資料要求については、議長が、会議に諮って意思決定したうえで執行機関に要求する。この場合、提出のあった資料については全議員に配布する。また、委員会における資料要求については、委員長が会議に諮って意思決定し、執行機関に要求するものとする。

2 目的

令和 6 年度総務経済常任委員会では、「芽室町まちなか再生ビジョンのあり方について」を抽出事業として掲げた。「まちなか再生ビジョン」の調査・研究を深めるための現地視察を行うにあたり、基礎情報として視察先にも求めていることから本町との比較研究のため資料要求する。

3 提出を求める資料

過去より実施したまちなか再生施策から中心市街地の現状について、次の資料（過去 10 年分）を要求し、要求後 2 週間以内の提出を求めることとする。

- (1) 歩行者等交通量
- (2) 居住人口、町全体人口に対する中心市街地人口の割合
- (3) 中心市街地店舗数、空き店舗数、新規創業数、年間売上高
- (4) コミバス利用者数